

# 公益社団法人砥粒加工学会

## 論文投稿の不正行為および不適切行為対応規程

平成 25 年 2 月 8 日 理事会制定

### 第 1 条（目的）

本規程は、文部科学省の「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」（以下ガイドラインと略記する。）を参考にして、本会会誌に掲載された論文における不正行為および不適切行為に、適切に対応するために規定するものである。

### 第 2 条（対象とする不正行為）

本規程が対象とする不正行為は、ガイドラインで対象であることが規定された次の各号である。

- 一 捏造（存在しないデータ、研究結果等を作成すること）
- 二 改ざん（研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること）
- 三 盗用（他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること）

### 第 3 条（対象とする不適切行為）

本規程が対象とする不適切行為は、次の各号である。

- 一 重複投稿（内容が 30%以上重複する論文を複数の論文誌に投稿すること）
- 二 その他本会の出版部会で決議された不適切行為

### 第 4 条（不正行為の告発の方法）

本会会誌に掲載された論文に不正行為があると告発する者は、当該論文の著者が所属する研究機関又は当該の資金配分機関に、直接、顕名で、当該論文の著者、不正行為の内容を明示し、かつ不正とする科学的合理的理由を示して告発すべきものとする。

- 2 本会会誌の社会的信用度又は名誉を著しくおとしめる掲載論文（本会が著作権を持つ論文に限る）の不正行為が存在する場合において、これを告発しようとする者は、顕名で、当該論文の著者、不正行為の内容を明示し、かつ不正行為が存在するとする科学的合理的理由並びに本会会誌の社会的信用度又は名誉を著しくおとしめていることの内容を示して本会に告発することができる。
- 3 本会会誌の校閲委員又は賞選考委員又は編集委員又は事務局がその業務遂行上において、本会会誌の社会的信用度又は名誉を著しくおとしめる掲載論文の不正行為の存在を見つけた場合は、前項に準じて取扱うことができる。

### 第 5 条（不適切行為の情報提供の方法）

本会会誌に掲載された論文に第 3 条に定める不適切行為があると情報提供する者は、当該論文の著者が所属する研究機関又は当該の資金配分機関に、直接、顕名で、当該論文の著者、不適切行為の内容（多重投稿の場合は概略の重複率値およびその根拠を含む）を明示し、かつ不適切とする科学的合理的理由を示して情報提供すべきものとする。

- 2 本会会誌の社会的信用度又は名誉を著しくおとしめる掲載論文（本会が著作権を持つ論文に限る）の不適切行為が存在する場合において、これを情報提供しようとする者は、顕名で、当該論文の著者、不適切行為の内容を明示し、かつ不適切行為が存在するとする科学的合理的理由並びに本会が発行する論文誌の社会的信用度又は名誉を著しくおとしめていることの内容を示して本会に情報提供することができる。
- 3 本会会誌の校閲委員又は賞選考委員又は編集委員又は事務局がその業務遂行上において、本会会誌の社会的信用度又は名誉を著しくおとしめる掲載論文の不適切行為の存在を見つけた場合は、前項に準じて取扱うことができる。

## 第6条（告発又は情報提供の受付）

本会への告発又は情報提供を受付ける窓口は出版部会とする。

## 第7条（告発の予備調査）

告発を受けた場合には、出版部会は、予備調査委員会を設置し、その委員は、編集委員長、校閲委員長、当該研究分野の役員又は専門家数名から構成するが、公平性を保つためその中に告発者又は被告発者が所属する研究機関に所属する者あるいは告発者又は被告発者と特別の利害関係を有する者がいた場合はこれを除き、それぞれ所属せずかつ利害関係を有しない者を選任する。予備調査委員会が予備調査を行う。

2 予備調査内容は、ガイドラインに規定する次の項目を含まなければならない。

- ①告発された行為が行われた可能性
- ②告発の際示された科学的合理的理由の論理性
- ③生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等研究成果の保存有無等、事後の検証の可能性

3 前項に加えて、予備調査内容に出版部会で議決した次の項目を含まなければならない。

- ①告発された論文の精査（ガイドラインの本調査項目）
- ②告発された論文が引用された文献の調査（ガイドラインの本調査項目）
- ③告発された論文と同じ研究に係わる論文の調査（ガイドラインの本調査項目）
- ④その他出版部会および予備調査委員会が議決した調査項目

4 告発者ならびに当該論文の査読者および担当校閲委員は、予備調査に協力しなければならない。

5 予備調査は、告発受付後概ね60日以内に終わり、出版部会に報告すると共に、出版部会で本調査要否を決定しなければならない。

6 出版部会で本調査の要否が決定できない場合は、理事会に決定の議決を委任することができる。

7 予備調査の費用は、出版部会費用とする。

## 第8条（情報提供の予備調査）

情報提供を受けた場合には、前条に準じて予備調査を行う。

## 第9条（研究機関への連絡）

予備調査の結果、不正行為又は悪質性の高い不適切行為であることの蓋然性が高く研究機関等による本調査の必要があると決定した場合は、予備調査の結果を被告発者又は被情報提供者が所属する研究機関に連絡する。

## 第10条（研究機関の調査への協力）

被告発者又は被情報提供者の所属研究機関から、調査を委託若しくは実施するまでの協力を求められた場合は、内容を精査の上、対応する。

2 本会の調査の協力に際し、必要な経費を当該研究機関に請求することができる。

3 研究機関への協力により、本会に不測の事態が発生した場合の責任は、当該研究機関が負担することを調査協力の要件とすることができます。

## 第11条（不正行為に対する処分および不適切行為に対する措置）

所属研究機関から不正行為と認定された場合、出版部会は不正行為の種類および程度により、次のいずれかの措置案を理事会に提案し、承認を得た上で適用することができる。

- ①注意
- ②警告
- ③除名
- ④一定期間の投稿、委員委嘱等本会における研究活動の禁止
- ⑤不正行為の公告
- ⑥当該論文の削除（会誌、ホームページにその旨を掲載）

2 所属研究機関から不適切行為と認定された場合、出版部会は不適切行為の種類および程度により、理事会の承認を得た上で、前項に準じた措置を行うことができる。

#### 第 12 条（異議申立）

本会が行う予備調査は本調査要否決定までであるので、異議申し立ての機会は与えない。  
2 研究機関が行う本調査に本会が協力する内容についての異議申し立ては当該研究機関に行う。

#### 第 13 条（守秘義務）

本会が行う告発および情報提供の受付、予備調査および研究機関が行う本調査への協力において、不正行為または不適切行為が認定されるまでは、本件関係者は守秘義務を有する。

2 不正行為または不適切行為が認定されれば、公開された内容に限定して、守秘義務は解除される。

#### 第 14 条（調査結果の公告）

当該研究機関によって不正行為または不適切行為が認定された場合は、本会は研究機関の調査結果を精査後、本会として不正行為または不適切行為を公告することができる。

(附則)

1. 本規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
2. 本規程の改廃は、出版部会の発議に基づいて理事会において決定する。